

報告第4号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月7日提出

豊川市長 竹本幸夫

(子ども健康部関係)

1	専決年月日	令和4年4月28日
	相手方	豊橋市在住の10代女性
	損害賠償の額	51,272円
	概要	令和4年2月16日午前9時15分頃、豊川市諏訪4丁目187番3地先の県道において、職員の運転する自動車と相手方の運転する自転車とが接触し、相手方が転倒して負傷した。

(教育委員会関係)

1	専決年月日	令和4年4月22日
	相手方	知多市在住の60代女性
	損害賠償の額	671,861円
	概要	令和3年4月18日午前11時25分頃、豊川市赤坂町西縄手66番地先の市道において、豊川市立音羽中学校の防球ネットが風により巻き上げられ自転車を運転していた相手方に当たり、相手方が転倒して負傷するとともに、当該自転車と着衣が破損した。